境港市公告第７５号

境港市民バス運行業務委託公募型プロポーザルについて

　境港市民バス運行業務委託について、公募型プロポーザル方式により業者選定を行うので、次のとおり公告する。

令和３年１２月１３日

境港市長　伊達　憲太郎

１．業務概要について

（１）業務名　：境港市民バス運行業務

（２）業務内容：境港市民バス「はまるーぷバス」の運行管理及び運行

　（３）仕様等　：仕様書のとおり。なお、今後の提案内容を踏まえて、

協議により変更する可能性がある。

　（４）業務期間：令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで（３年間）

２．見積限度額について（３年間）

　委託料の上限は１６２，８１５，６１０円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

３．実施形式について　公募型プロポーザル方式

４．スケジュール（予定）について

　　令和３年１２月１３日（月）　公募開始

　　令和３年１２月１６日（木）　質疑提出期限

　　令和３年１２月２１日（火）　質疑に対する回答

　　令和３年１２月２８日（火）　企画提案書等の提出期限

　　令和４年　１月　７日（金）　参加資格審査結果の通知

　　令和４年　１月１４日（金）　プレゼンテーション審査

　　令和４年　１月１８日（火）　プレゼンテーション審査結果の通知

５．参加資格の要件について

　（１）本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

　　　①令和３～５年度境港市物品・役務等契約希望者登録名簿に登録があること。

　　　②法人格を有すること。

　　　③境港市、米子市、松江市、安来市のいずれかに事業所を所有していること。

　　　④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当する者でないこと。

　　　⑤会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画許可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。

　　　⑥国税（法人税、消費税）及び地方税の滞納（新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、国税徴収法（昭和34年法律第147号）、国税通則法（昭和37年法律第66号）、地方税法（昭和25年法律第226号）鳥取県税条例（平成13年条例第10号）及び境港市税条例（昭和30年境港町条例第６号）の規定による徴収猶予の許可を受けた者を除く。）がないこと。

　　　⑦境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第２条第３号に規定する暴力団員等及びこれらの利益につながる活動を行っていない、若しくはこれらと密接な関係を有すると認められない者又は暴力団関係者を役員、代理人、支配人、その他の使用人としていない法人であること。

　　　⑧平成２３年４月以後において、国又は地方公共団体との間に同様又は類似している運行事業の履行実績（契約日・履行完了日）を有する者であること。

　（２）提案事業者は、優先交渉権者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その資格を失うものとする。

６．選定方法等について

　プレゼンテーションは非公開とする。すべての提案事業者のプレゼンテーション審査終了後、審査委員会による審査を行い、優先交渉権者及び次点事業者を選定する。

７．留意事項について

　（１）提出資料の取扱い

　　　①　提出された書類は、すべて返却しない。

　　　②　提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。

　　　③　提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しない。

　　　④　市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることができる。

　　　⑤　企画提案書の提出は、１提案事業者につき１案とする。

　（２）言語及び通貨単位

　　　手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

　（３）費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費はすべて提出者の負担とする。

やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を境港市に請求することはできない。

　（４）参加辞退の場合

　　　参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに参加辞退届（様式８）を境港市産業部観光振興課交通政策係に提出すること。

　（５）失格事項

　　　次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

　　　①　参加資格を満たさなくなった場合

　　　②　提出書類に虚偽の記載があった場合

　　　③　実施要項等で示された提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

　　　④　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

　　　⑤　ヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

　　　⑥　参考見積書の金額が「３．見積限度額について」にある額を超過した場合

　（６）著作権の管理

　　　企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

　　　ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市が受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）をすることができるものとする。

　（７）提案事業者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

　（８）審査の過程内容については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立てについても受け付けない。

　（９）境港市情報公開条例（平成11年境港市条例第12号）に基づく開示請求があった場合は、本プロポーザルに関する全ての文書（市作成文書及び参加者提出文書）は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めらる情報は不開示となる場合がある。

８．手続きについて

　（１）問い合わせ先

　　　〒６８４―８５０１

　　　　鳥取県境港市上道町３０００番地

　　　　境港市産業部観光振興課交通政策係　荒岡

　　　　Tel：０８５９―４７―１０２８

　　　　Fax：０８５９―４４―７９５７

　　　　E-mail:kanko@city.sakaiminato.lg.jp

　（２）資料及び各手続

　　　「境港市民バス運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項」による。

　　　「境港市民バス運行業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項」は、市ホームページからダウンロードすること、なお、提出書類についても、同様とする。